

◎新潟県訓令第9号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称 位 置 (略) (略) (2) (略)	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称 位 置 (略) <u>出納局管理課新潟分</u> <u>新潟市秋葉区新津4524番地</u> <u>室</u> <u>1</u> (略) (2) (略)